

秋田市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年7月4日

3 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで